

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月11日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第44号

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則の一部を改正する規則

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則（平成17年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第6条第2号の規定により免除する手数料は、<u>次に掲げる手数料</u>とする。</p> <p>(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に掲げる道路（以下「道路」という。）において、次のいずれかに該当する行為をしようとする者の当該行為についての申請に係る条例別表第7の10の項又は11の項に定める手数料</u> ア <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校による教育目的のための行事</u> イ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所による保育目的のための行事</u> ウ <u>日本赤十字社による採血</u> エ <u>ボランティア活動として行う道路の清掃</u> オ <u>専ら交通安全、防犯、防火又は防災を目的とする広告又は宣伝</u> カ <u>防犯、消防、水防、避難又は救護の訓練</u></p> <p>(2) <u>大規模な災害により甚大な被害を受けた者の申請に係る条例別表第7の16の項若しくは27の項又は別表第8に定める手数料であって、免除することが適当であると警察本部長が認めるもの</u></p>	<p>香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）第6条第2号の規定により免除する手数料は、<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に掲げる道路（以下「道路」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者の当該行為についての申請に係る香川県警察関係手数料条例別表第7の10の項又は11の項に定める手数料とする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校による教育目的のための行事</u> (2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所による保育目的のための行事</u> (3) <u>日本赤十字社による採血</u> (4) <u>ボランティア活動として行う道路の清掃</u> (5) <u>専ら交通安全、防犯、防火又は防災を目的とする広告又は宣伝</u> (6) <u>防犯、消防、水防、避難又は救護の訓練</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。